

農業協同組合の組合員に対する利用強制の禁止等について

令和 6 年 5 月

農林水産省

目 次

1 組合員に対する利用強制の禁止（農業協同組合法・独占禁止法）	
1-1 規制改革実施計画抜粋	1
1-2 農協等向け総合的な監督指針の改定について	2
1-3 平成27年農協法改正の全体像	3
1-4 利用強制の禁止	4
2 発注者・荷主の立場における適正な価格交渉（独占禁止法・下請法・下請中小企業振興法）	
2-1 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果について	10
2-2 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（発注者の立場での点検）	11
2-3 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（荷主の立場での点検）	14
2-4（価格交渉で守るべきルール例）独占禁止法関係	17
2-5（価格交渉で守るべきルール例）下請代金支払遅延等防止法関係	18
2-6（価格交渉で守るべきルール例）下請中小企業振興法関係	20
3 組合におけるコンプライアンス態勢の整備について	22
【参考①】独禁法の法的措置及び警告が行われた事案	5
【参考②】コンプライアンス・マニュアル（ひな形）（抄） （一般社団法人 全国農業協同組合中央会作成）	23
【参考③】独占禁止法コンプライアンスに関するチェックリスト（抄） （一般社団法人 全国農業協同組合中央会作成）	24

1 組合員に対する利用強制の禁止（農業協同組合法・独占禁止法）

1-1 規制改革実施計画抜粋（令和3年6月18日閣議決定）

（7）農協及び漁協における独占禁止法に違反する行為の根絶に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	農協における独占禁止法違反への対応	a 農林水産省は、都道府県等と連携し、酪農家や乳業メーカー、チーズ工房等を対象として、全国的に生乳取引に関する実態調査を行う。調査結果を踏まえ課題分析を行い、不公正な取引を防止する取組を行う。 b 農林水産省は、全国組織がリーダーシップを発揮し、農業協同組合（以下「農協」という。）の自主的な行動を引き出すよう、全国組織を指導するとともに、都道府県と連携して、農協が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反する行為及び独占禁止法に違反するおそれのある行為を行わないことを表明し、独占禁止法を遵守するよう、農協を指導する。また、農林水産省は、農協の取組状況を毎年調査し、その結果を公表する。特に、酪農分野では、酪農家に対する優越的地位の濫用や乳業メーカー等に対する不公正な取引方法及び販売先の事業活動に対する不当な拘束を行わないことなど、農協及び指定生乳生産者団体が独占禁止法の遵法に向けて、自主的な行動を行うように指導する。 c 農林水産省は、公正取引委員会や都道府県と連携して、農協系統組織の役職員に研修等を行い、その浸透度合いを適切かつ定量的に評価するなど、独占禁止法の違反又は独占禁止法に違反するおそれのある行為を根絶するための集中的な措置を講ずる。 d 公正取引委員会は、酪農分野に係る独占禁止法違反被疑行為に係る情報に接した場合に、「農業分野タスクフォース」を通じ、効率的な調査を実施し、必要に応じて効果的な是正措置を実施・公表することで、酪農分野における独占禁止法違反の取締りの強化を図る。	令和3年度措置、それ以降継続的に措置	a,b: 農林水産省 c : 農林水産省公正取引委員会 d : 公正取引委員会

（参考）第29回JA全国大会決議（令和3年10月29日）より抜粋

JAは、農業協同組合法の順守、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、コンプライアンスの確立および不祥事未然防止に取り組み、事業の継続と安定的発展を確保するため、リスク情報の主体的な収集と適切な経営判断を可能とするためのガバナンス・内部統制の向上に取り組みます。

1-2 農協等向け総合的な監督指針の改定について

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（抄）

Ⅱ－3－2－2 主な着眼点

(5)事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

- ① 例えば、
 - ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること
 - イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること
 - ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限することなど、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。
- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）」について、定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。
- ③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。

(参考)これまでの農林水産省の取組状況

時期	取組内容
平成 23年2月	農協監督指針の改正(事業利用の強制及び独占禁止法違反の排除等について内容を追加)
平成 27年3月	農協法改正(事業利用の強制の禁止を明示的に規定)
平成 28年11月～29年3月	公正取引委員会と連携し、農業分野における独占禁止法等に係る説明会・個別相談会を全国12会場で実施
平成 29年3月	経営局長通知「独禁法遵守の再徹底について」を全国農業協同組合中央会に発出
平成 30年3月	協同組織課長通知「独占禁止法遵守の再徹底について」を都道府県担当宛に発出
平成 30年4月 平成 31年4月 令和 2年4月	公正取引委員会と連携し、都道府県農協指導担当者会議、検査指導担当者会議にて独禁法遵守について講義等
平成 30年～令和 2年	農協との対話や定期的なヒアリングにおいて、個別農協ごと、都道府県の区域ごとに、独禁法遵守について周知
令和 4年1月	農協監督指針の改正(独占禁止法に違反するおそれのある行為を含めた排除等について内容を追加※上述の赤字部分)
令和4年1月～6月	公正取引委員会と共同で、農業分野における独占禁止法等に係る説明会を、全国で8回に渡りWEBで開催
令和5年1月～6月	公正取引委員会と共同で、農業分野における独占禁止法等に係る説明会を、全国で8回に渡りWEBで開催
令和6年2月～6月	公正取引委員会と共同で、農業分野における独占禁止法等に係る説明会を、全国で4回に渡りWEBで開催予定(本説明会)

※ 上記のほか、農協監督指針に基づく都道府県の定期的な指導状況を確認し、必要に応じて助言等を実施

1-3 平成27年農協法改正の全体像

農協 = 農業者が自主的に設立した協同組織
(農業者が農協を利用することでメリットを受けるために設立)

農協組織における主役は、農業者。次いで地域農協。

地域農協

自由な経済活動を行うことにより、農業者の所得向上に全力投球できるようにする

【農業者と農協の役職員の徹底した話し合いが大切】

法改正の内容

地域農協

- ◎ 農産物販売等を積極的に行い、農業者にメリットを出せるようにするために
- 理事の過半数を、原則として、認定農業者や農産物販売等のプロとすることを求める規定を置く【責任ある経営体制】
- 農協は、農業者の所得の増大を目的とし、的確な事業活動で利益を上げて、農業者等への還元に充てることを規定する【経営目的の明確化】
- 農協は、農業者に事業利用を強制してはならないことを規定する【農業者に選ばれる農協】
- ◎ 地域住民へのサービスを提供しやすくするために
- 地域農協の選択により、組織の一部を株式会社や生協等に組織変更できる規定を置く

中央会・連合会

地域農協の自由な経済活動を制約せず、適切にサポートする

法改正の内容

全国中央会

- 現在の特別認可法人から、一般社団法人に移行する
 - 農協に対する全中監査の義務付けを廃止し、公認会計士監査を義務付ける
- 都道府県中央会
- 現在の特別認可法人から、農協連合会（自律的な組織）に移行する
- 全農
- その選択により、株式会社に組織変更できる規定を置く
- 連合会
- 会員農協に事業利用を強制してはならないことを規定する

1-4 利用強制の禁止 ① <独占禁止法違反>

- 農協が組合員に対して、
 - ① 農産物の販売や肥料・農薬の購入を強制したり、
 - ② 資金を融資するに当たり資材の購入を条件とするなど、不公正な取引方法を用いる場合には、独占禁止法が適用され、このような行為は禁止。
- 農林水産省としては、これまでも、農協等に対する監督指針において、農協がこのような行為を行わないことを明記して指導してきた。（独占禁止法に基づく処分等については、参考①（P5～7）参照。）

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（抄）

第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

一～四 （略）

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針 （抄）

Ⅱ－3 事業実施体制

Ⅱ－3－2 販売・購買事業

Ⅱ－3－2－2 主な着眼点

（5）事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

① 例えば、

ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること

イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること

ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限すること

など、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。

② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）」について、定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。

③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。

【参考①】農協・連合会等に対して独禁法の法的措置及び警告が行われた事案（平成10年以降）

1 不公正な取引方法（独禁法第19条）

	農協等名	区分	事案の概要
令和4年6月15日	農業団体A	注意	農業団体Aは、自らが運営する市場に商品を出荷する地域外の出荷者に対し、地域内の出荷者の利益を優先するため、競り売りの順番を最後としたり、出荷数を制限したりするなど、差別的な取扱いを行っていた。
令和元年7月3日	あきた北農協	警告	農協が指定する業者以外へのお荷がないことを条件として、組合員から販売を受託（独禁法19条：不公正な取引方法【拘束条件付取引】） ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成30年2月23日	大分県農協	排除措置命令	農協以外にねぎをお荷したことを理由に部会を除名された組合員に対し、農協を通じて出荷するねぎについても、農協が有する銘柄名や集出荷施設の利用を禁止（独禁法19条：不公正な取引【差別取扱い】） ➡ 農協以外にお荷した組合員に対して他の組合員よりも不利な取扱いをする行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成29年10月6日	阿寒農協	注意	農協へのお荷の有無にかかわらず、組合員に対する販売割による賦課金の徴収及び販売手数料の引下げを決定（独禁法19条：不公正な取引方法【優越的地位の濫用】） ➡ 優越的地位を利用して特定の組合員に不利益となるような取引を実施する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成29年3月29日	土佐あき農協	排除措置命令	農協以外になすをお荷することを制限する条件を付けて、組合員からなすの販売を受託（独禁法19条：不公正な取引【拘束条件付取引】） ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成21年12月10日	大分大山町農協	排除措置命令	農協の直売所のお荷者に対し、他の事業者が運営する直売所へ農産物をお荷しないよう要請（独禁法19条：不公正な取引【拘束条件付取引】） ➡ 販売事業の利用に当たって農協の競争事業者との取引を制限する行為は、不公正な取引方法に該当するおそれがある。

1 不公正な取引方法（独禁法第19条） <続き>

	農協等名	区分	事案の概要
平成18年7月21日	士幌町農協	警告	農協から貸付を受ける場合に、生産資材を購入することを要請等 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】) ➡ 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成18年7月14日	京都農協	警告	農協の共同利用施設を利用する際に、生産資材の購入や米の出荷を要請 (独禁法19条:不公正な取引【拘束条件付取引】) ➡ 共同利用施設の利用に当たって購買事業・販売事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成17年3月1日	八代地域農協	警告	生産者が農協から補助事業を受ける際に、生産資材の購入や農産物の出荷を要請 (独禁法19条:不公正な取引【排他条件付取引】) ➡ 共同利用施設の利用に当たって購買事業・販売事業の利用を強制する行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成12年2月25日	全農	警告	一部の農薬について原価を大幅に下回る価格で販売 (独禁法19条:不公正な取引方法【不当廉売】) ➡ 正当な理由がないのに生産資材をその供給に要する費用を著しく下回る対価で 継続して供給し、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある行為は、 不公正な取引方法に該当するおそれがある。
平成11年3月9日	鳥取中央農協	勧告審決	農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】) ➡ 仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為は、不公正な取引方法に 該当するおそれがある。
平成11年2月12日	宮崎中央農協	警告	農協と競合する生産資材販売業者に対し、直接、生産者へ販売しないこと等を要請 (独禁法19条:不公正な取引方法【拘束条件付取引】) ➡ 仕入先に対して、自己以外への販売を禁止する行為は、不公正な取引方法に 該当するおそれがある。

2 私的独占・不当な取引制限（独禁法第3条）

	農協等名	区分	事案の概要
平成27年1月16日	福井県経済連	排除措置命令	施設整備の入札において、落札企業や入札価格を事前に決定 (独禁法3条:私的独占)
平成26年9月11日	庄内たがわ、鶴岡市、余目町、庄内みどり、酒田市袖浦各農協	警告	5農協が共同して、米販売手数料を一定額を目安として定額化することを決定 (独禁法3条:不当な取引制限) ※ 山形県中央会には、5農協に対し、具体的な金額を示して米販売手数料の定額化の検討を指導したとして「注意」
平成16年7月27日	香川県信連・香川県農協	勧告審決	農協が他の金融機関と共同して、学費システムに係る口座振替手数料を決定 (独禁法3条:不当な取引制限)

3 事業者団体の禁止行為（独禁法第8条）

	農協等名	区分	事案の概要
平成24年6月14日	紀州田辺梅干協同組合、紀州みなべ梅干協同組合	警告	特定白梅干の購入価格等について情報交換を行い、農家から購入すべき価格を決定 (独禁法8条:事業者団体の禁止行為)
平成22年7月14日	JA新はこだて花卉生産出荷組合	警告	花卉生産組合の組合員に対し、生産する花卉すべてを新函館農協に出荷することを要請 (独禁法8条:事業者団体の禁止行為)

1-4 利用強制の禁止 ② <農協法違反>

- 平成27年改正農協法では、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねられるべきであることを徹底する観点から、農協が組合員に事業利用を強制してはならないことが、農協法に明記。
- 農産物の有利販売など、農業者にメリットのある事業運営を行うことにより、農業者から選ばれる農協となることが農協改革の本質。

○農業協同組合法 （昭和22年法律第132号）（抄）

第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針 （抄）

Ⅱ－3 事業実施体制

〔略〕

なお、平成27年改正法において、組合がその事業を行うに当たっては組合員に対しその利用を強制してはならないという規定が追加されたところであり（法第10条の2）、組合員が組合の事業を利用するか否かは、各組合員の自主的な選択によるものであることを徹底する必要がある。

1-4 利用強制の禁止 ③

- 生産部会の規約や出荷契約書等において、
 - ・ 農協の事業のみを利用することや
 - ・ 他の事業者の事業を利用しないことを部会加入や取引の条件として定めることにより、部会員や組合員に農協の事業利用を強制しているケースがある。
- こうした規定は、運用の実態を問わず、農協法第10条の2や独占禁止法に抵触する行為につながるおそれがあり、直ちに削除することが必要。
- また、規約等に規定がなくとも、農協が組合員に対して、利用を強制する実態がある場合には、直ちにその行為を取りやめることが必要。
- 農協が様々な環境の変化等の中で事業を展開するに当たり、従来想定しなかったようなケースが出てきうることに留意が必要。
- 「農協の経営上、一定の事業利用が必要となること」や、「『協同組合』であるから組合員の事業利用は当然」といった主張を根拠に組合員に対して事業利用を強制することは、農協法や独占禁止法に違反する行為。あくまで、組合員の自由かつ自主的な取引が前提であり、その上で、組合員から選ばれる農協を目指す必要。

○組合員に事業利用を強制することとなる規定例

【生産部会規約の例】

(目的)

第〇条 …、完全共販体制により出荷を行い、…。

(加入資格)

第〇条 この部会の会員は、次の各号に掲げる条件を承諾できるものとする。

- × 生産物の全量を農協に出荷すること。
- × 原則として、生産に係る資材は農協を全利用すること。

(除名)

第〇条 部会員が、次の各号に該当するときは、除名することができる。

- × この部会の定める出荷先以外へ出荷したとき。

【委託販売契約書の例】

(販売物の受入条件)

第〇条 ●●農協は、次の各号に該当した者が生産した販売物を受け入れる。

- × ●●農協の指定する出荷先以外への出荷のない者

【牛の貸付契約書の例】

(飼料購入)

第〇条 貸付牛に係る飼料は、原則として●●農協が供給する飼料を使用するものとする。

2 発注者・荷主の立場における適正な価格交渉(独占禁止法・下請法・下請中小企業振興法)

2-1 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果について

- 令和5年9月、公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反等が多く認められる27業種（このうち8業種は荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について事業所管省庁と連名により、法遵守状況の自主点検フォローアップを要請。
- 今回、下請法違反等が多く認められる27業種と、荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる8業種の両方に、「協同組合」が初めて選定され、農林水産省から農業協同組合、森林組合、漁業協同組合に対し、発注者・荷主の立場における法遵守自主点検フォローアップを要請。
- 令和6年1月に、自主点検フォローアップ結果を公表

法遵守状況の自主点検フォローアップ結果について

令和6年1月18日
公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日内閣官房、関係省庁取りまとめ）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）に基づき、下請法違反行為が多く認められる19業種（このうち5業種は荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）について、事業所管省庁と連名により、関係事業者団体に対して、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、令和4年12月14日、法遵守状況の自主点検の結果を取りまとめ、公表した。

令和5年9月20日、公正取引委員会及び中小企業庁は、公正取引委員会の調査（注）における注意喚起文書の送付件数又は割合が多かった業種も追加し、法違反等が多く認められる27業種（このうち8業種は荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種にも該当する。）における取引適正化に向けた取組強化の把握を行うこととし、フォローアップを開始した。

（注）・独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査（令和4年12月27日公表）

・令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査（令和5年6月1日公表）

公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連名により、当該27業種に該当する事業者団体に対し、傘下企業による法遵守状況の自主点検を要請し、本日、法遵守状況の自主点検フォローアップ結果として取りまとめた（本文）。

今後、公正取引委員会及び中小企業庁は、事業所管省庁と連携し、関連施策の周知徹底を図りつつ、今般のフォローアップ結果を踏まえた事業者や事業者団体における自主的取組を更にフォローアップし、事業者団体・傘下企業における適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けた取組を進めていく。

（出典）公正取引委員会報道発表資料 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240118_jisyutenkenfollowup.html

2-2 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（発注者の立場での点検①）

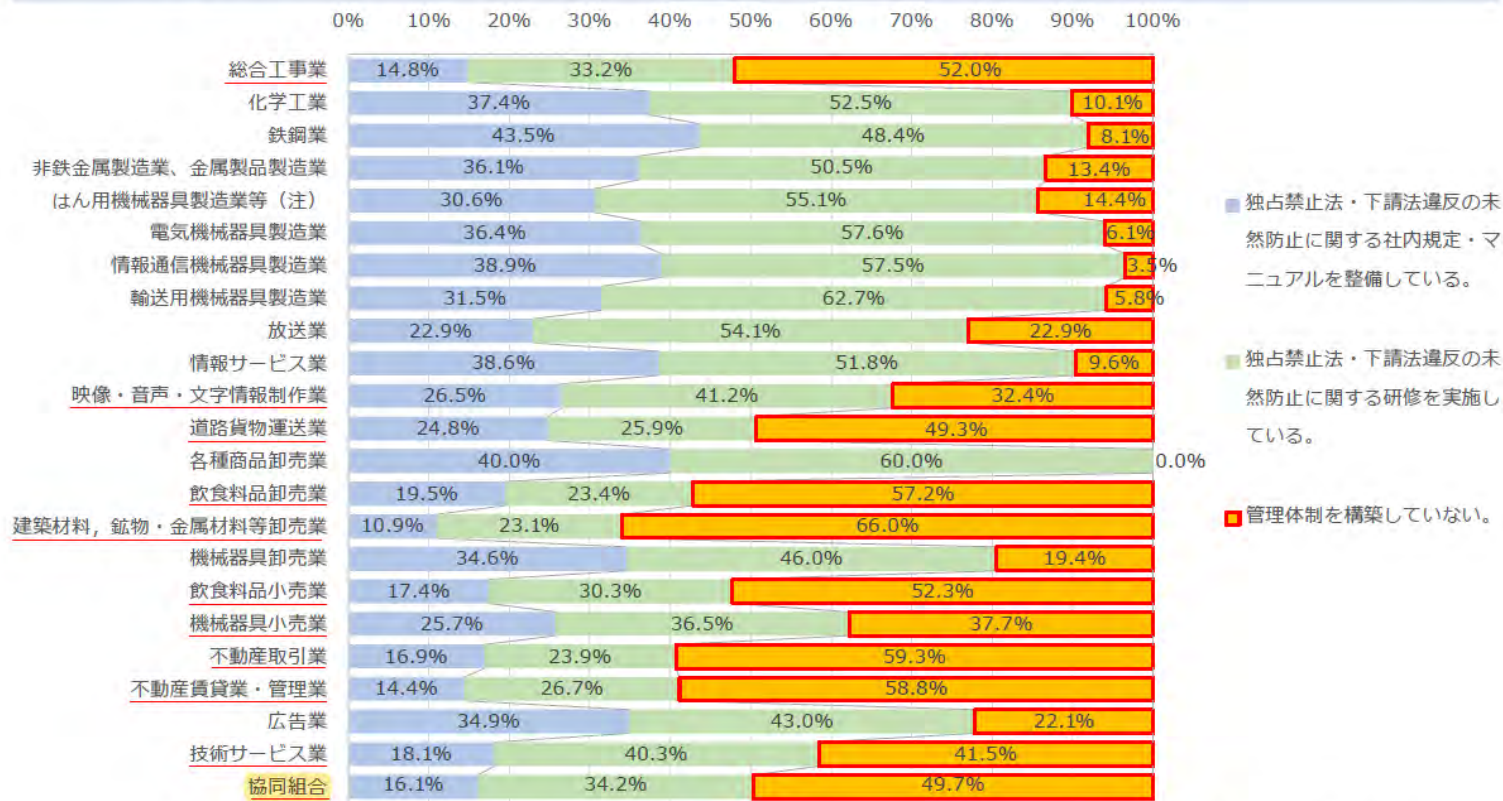
■ 「協同組合」では、下請法等遵守について「管理体制を構築していない」の回答割合が49.7%と、対象27業種平均27.7%を大きく超えている。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制



問10-1 「買いたたき」、「減額」又は「支払遅延」に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。



（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。
（注）下線は、「管理体制を構築していない」との回答割合が27業種平均（27.7%）以上の業種。

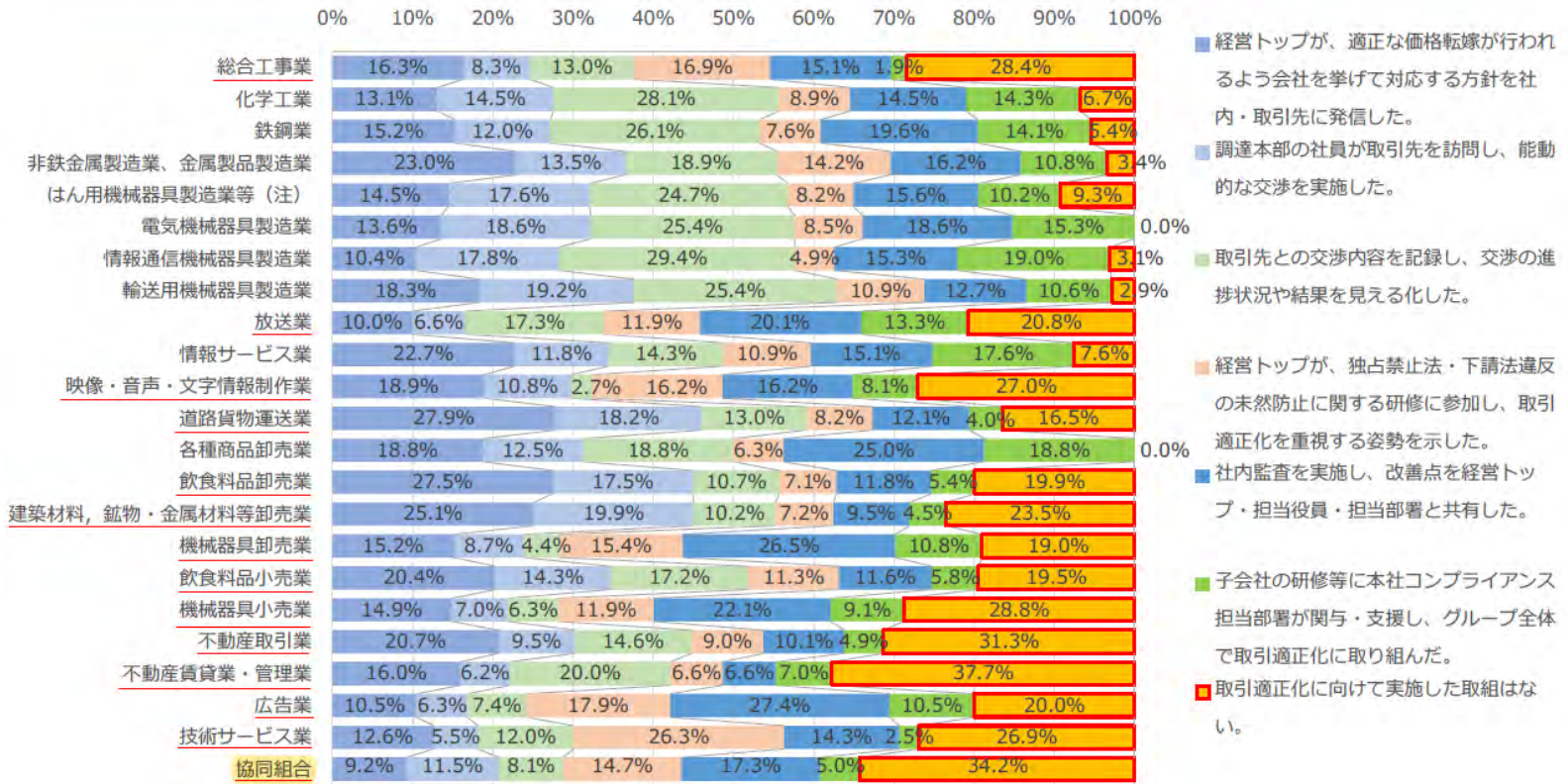
2-2 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（発注者の立場での点検②）

■ 「協同組合」では、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて「実施した取組はない」との回答割合が34.2%と、対象27業種平均15.7%を大きく超えている。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果 4 法遵守に向けた社内管理体制



問10-2 直近1年間において、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、どのような取組を実施しましたか（複数回答可）。



（注）「はん用機械器具製造業等」とは、①はん用機械器具製造業、②生産用機械器具製造業、③業務用機械器具製造業、④電子部品・デバイス・電子回路製造業のこと。
（注）下線は、「実施した取組はない」との回答割合が27業種平均（15.7%）以上の業種。

2-2 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（発注者の立場での点検③）

- 法遵守の管理体制が不十分な組合等（組合及び連合会）が見受けられることから、農林水産省としては、中小企業庁等と連携し、情報提供や個別の注意喚起を行うとともに、継続したフォローアップを行う。

第1 法違反等が多く認められる業種（27業種）における法遵守状況の自主点検結果
6 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
(23) 協同組合



事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 ○農業協同組合 下請取引適正化月間に実施される下請法に係る講習会への参加を促すとともに、事業体の規模が大きく、価格協議や価格転嫁の取組が不十分な全国団体に対しては、個別にヒアリングを実施し、改善に向けた取組を促した。	○農業協同組合 個別ヒアリングを行った全国団体においては、価格協議の実態把握や改善に向けた取組がされていることを確認している。 また、法遵守の管理体制が不十分な組合等（組合及び連合会）が見受けられることから、全国団体等と連携し、引き続き研修会への参加を促していく。	○農業協同組合 組合等において下請法等の遵守に向けた取組がされるよう、中小企業庁や全国団体等と連携し、必要な情報を提供するとともに、取組が不十分な組合等には個別に注意喚起を行う。また、農林水産省が都道府県等に対し実施する定例のヒアリングにおいて、法遵守の管理体制が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促すとともに、継続してフォローアップを行う。

2-3 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（荷主の立場での点検①）

■ 「協同組合」では、荷主の立場における、独禁法違反・下請法違反に該当する行為を行わないための管理体制について、「管理体制を構築していない」の回答割合が47.4%と、対象8業種の中で2番目に高い。

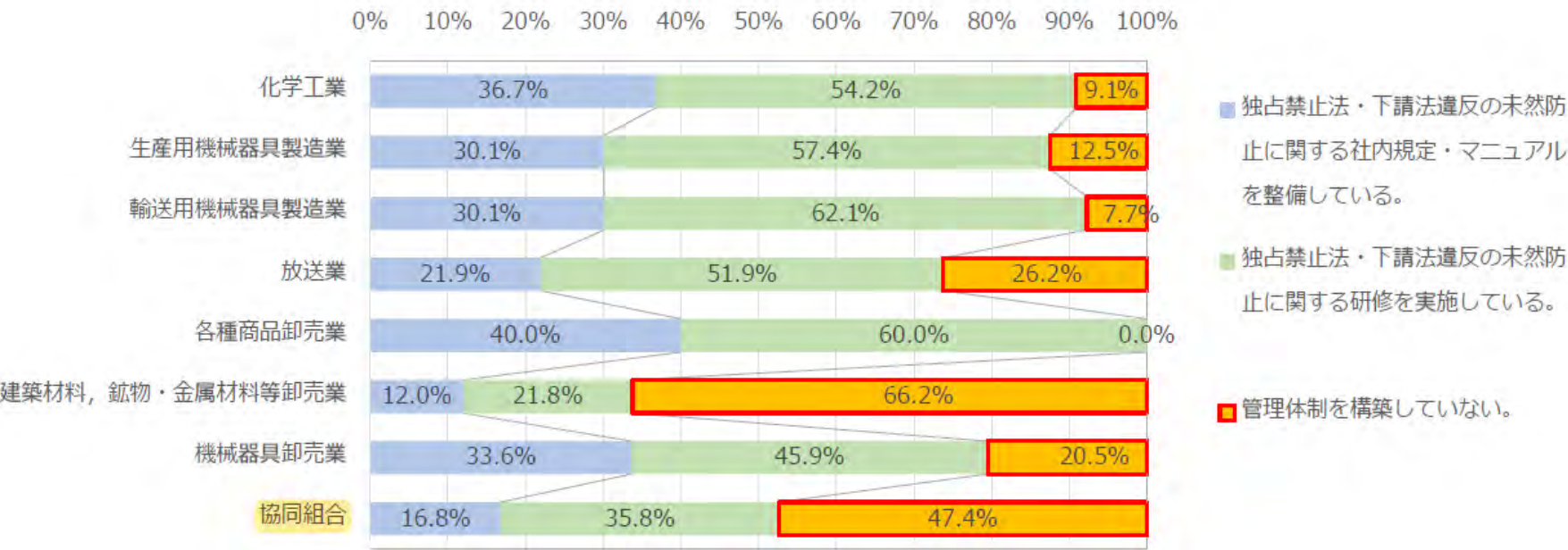
第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種）



における法遵守状況の自主点検結果

4 法遵守に向けた社内管理体制

問3-1 独占禁止法違反・下請法違反に該当する行為を行わないように、社内において、どのような管理体制を構築していますか（複数回答可）。



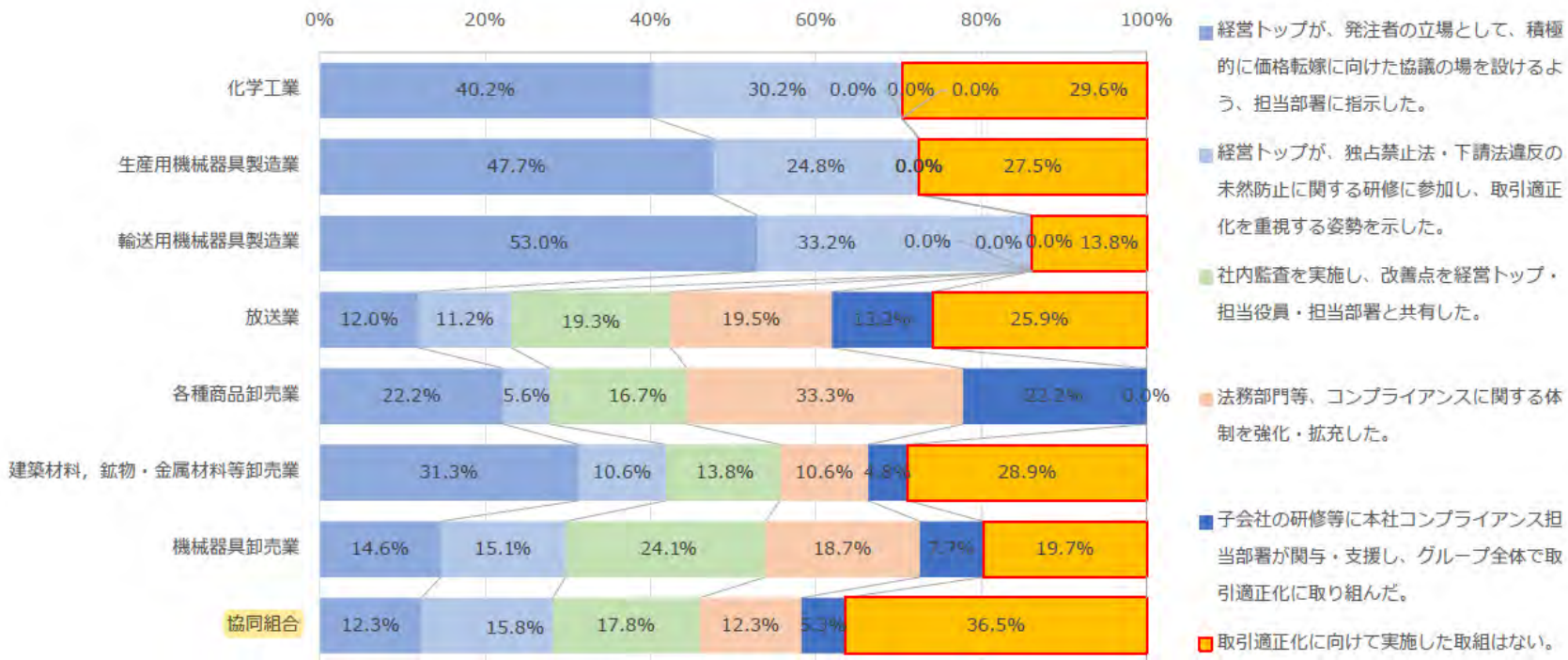
2-3 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（荷主の立場での点検②）

■ 「協同組合」では、荷主の立場において、適正な価格転嫁の実現など適正な取引適正化に向けて「実施した取組はない」との回答割合が36.5%と、対象8業種の中で最も高い。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果 4 法遵守に向けた社内管理体制



問3-2 直近1年間において、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、どのような取組を実施しましたか（複数回答可）。



2-4 法遵守状況の自主点検フォローアップ結果概要（荷主の立場での点検③）

- 法遵守の管理体制が不十分な組合等（組合及び連合会）が見受けられることから、農林水産省としては、公正取引委員会等と連携し、情報提供や個別の注意喚起を行うとともに、継続したフォローアップを行う。

第2 荷主として独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる業種（8業種） における法遵守状況の自主点検結果



5 今後の取引適正化に向けた取組及び考え方（8） 協同組合

事業所管省庁における今後の取引適正化に向けた取組及び考え方		
直近1年間の具体的な取組	直近の取組に対する評価・所見	今後の取引適正化に向けた取組及び考え方
【農林水産省】 ○農業協同組合 ・組合等（組合及び連合会）の指導権限を有する都道府県等に対し、令和4年度（9月～12月）及び令和5年度（9月～12月）に実施した定例のヒアリングにおいて、独占禁止法遵守の取組が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促した。 ・公正取引委員会及び都道府県と連携して、組合等の担当役職員を対象に、農業分野における独占禁止法等に係るWEB説明会（全国8ブロック）を令和5年1月から6月に実施した。	○農業協同組合 ・農業分野における独占禁止法等に係る説明会の参加者に対して行ったアンケートでは、独占禁止法遵守への理解が深まったと回答した者は参加者全体の約9割であり、一定の効果があったと考える。 ・一方、法遵守の管理体制が不十分な組合等が見受けられることから、全国団体等と連携して改善を促していく。	○農業協同組合 ・組合等において独占禁止法等の遵守に向けた取組がされるよう、公正取引委員会や都道府県、全国団体等と連携し、必要な情報を提供するとともに、取組が不十分な組合等には個別に改善を促す。また、農林水産省が都道府県等に対し実施する定例のヒアリングにおいて、法遵守の管理体制が不十分な組合等への適切な指導を徹底するよう促すとともに、継続してフォローアップを行う。

2-4（価格交渉で守るべきルール例）独占禁止法関係

○公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（抄）

Q20
労務費，原材料費，エネルギーコストが上昇した場合において，その上昇分を取引価格に反映しないことは，独占禁止法上の優越的地位の濫用として問題となりますか。

A
独占禁止法上，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商習慣に照らして不当に，取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定すること（第2条第9項第5号ハ）は，優越的地位の濫用として禁止されています。
このため，取引上の地位が相手方に優越している事業者が，取引の相手方に対し，一方的に，著しく低い対価での取引を要請する場合には，優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり，具体的には，

- 1 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について，価格の交渉の場において明示的に協議することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費，原材料価格，エネルギーコスト等のコストが上昇したため，取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず，価格転嫁をしない理由を書面，電子メール等で取引の相手方に回答することなく，従来どおりに取引価格を据え置くこと

は，優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。
この判断に当たっては，対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか，他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか，取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか，通常の購入価格又は販売価格との乖離(かいり)の状況，取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断することとなります。

○独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について(令和5年12月27日公正取引委員会)（抄）

第3 特別調査の結果
令和4年緊急調査においては，受注者から価格転嫁の要請がない場合に，発注者が積極的に価格交渉の場を設けていないため，取引価格が据え置かれている事例が多数みられたところ，今般の特別調査では，引き続きその点に着目して調査を実施した。

1 注意喚起文書の送付
(1) 注意喚起文書の送付件数
書面調査の結果，独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた合計8,175名の発注者（第1回書面調査及び第2回書面調査計6,920名、注意喚起対象4,030名、フォローアップ調査1,255名）に対し，優越的地位の濫用の未然防止の観点から，具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付した。
回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合について，令和4年緊急調査では21.2%（注意喚起文書送付対象者数4,030名／回答者数18,998名）であったのに対し，今般の特別調査では17.1%（注意喚起文書送付対象者数8,175名／回答者数47,725名）と4.1ポイント減少した。
注意喚起文書の送付件数が多い業種は，情報サービス業、協同組合、道路貨物運送業、機械器具卸売業、総合工事業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業であった。

下請法（下請代金支払遅延等防止法）の概要

下請法は、**下請取引の内容**（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と**資本金又は出資総額の規模**によって、「**親事業者**」と「**下請事業者**」を定義づけ、**親事業者の義務と禁止行為を規定**。

定義

(1)物品の製造・修理委託及び一部の情報成果物作成・役務提供委託を行う場合

親事業者	下請事業者
資本金3億円超	資本金3億円以下（個人を含む）
資本金1千万円超3億円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

(2)情報成果物作成・役務提供委託を行う場合((1)の場合を除く。)

親事業者	下請事業者
資本金5千万円超	資本金5千万円以下（個人を含む）
資本金1千万円超5千万円以下	資本金1千万円以下（個人を含む）

親事業者の禁止行為（法第4第1項及び第2項の各号）

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
- (3) 下請代金の減額の禁止
- (4) 返品の禁止
- (5) 買いたたきの禁止
- (6) 購入強制・利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

親事業者の義務

- (1)注文書の交付義務（法第3条）
- (2)書類作成・保存義務（法第5条）
- (3)下請代金の支払期日を定める義務（法第2条の2）
- (4)遅延利息支払義務（法第4条の2）

法第3条(上記(1)) 及び第5条(同(2))に違反がある場合は50万円以下の罰金（法第10条）

中小企業庁長官

禁止行為に違反がある場合は
公正取引委員会へ措置請求
(法第6条)

公正取引委員会

違反行為を是正するよう勧告
(法第7条)

出典：下請取引適正化推進講習会（中小企業庁）資料

18

2- 5 （価格交渉で守るべきルール例） 下請代金支払遅延等防止法関係 （2/2）

親事業者の義務・禁止行為

親事業者の義務

発注書面の交付義務	委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務。
発注書面の作成、保存義務	委託後、給付、給付の受領(役務の提供の実施)、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務。
下請代金の支払期日を定める義務	下請代金の支払期日について、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務。
遅延利息の支払義務	支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日(役務の提供を受けた日)の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務。

親事業者の禁止行為

受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。
下請代金の支払遅延の禁止	支払代金を、支払期日までに支払わないこと。
下請代金の減額の禁止	下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。
返品 of 禁止	下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者 にその給付に係る物を引き取らせること。
買いたたきの禁止	通常支払われる対価に比 べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
物の購入強制・役務の利用 強制の禁止	自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
報復措置の禁止	中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。
有償支給原材料等の対価の 早期決済の禁止	有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。
割引困難な手形の交付の 禁止	支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
不当な経済上の利益の提供 要請の禁止	自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。
不当なやり直し等の禁止	下請事業者 に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

2-6（価格交渉で守るべきルール例）下請中小企業振興法関係（1/2）

○下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（抄）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため 下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

（指導及び助言）

第4条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

○下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第3条1項の規定に基づく振興基準（抄） ※赤字は令和6年3月の改正部分

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善

(1) 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。

その際、**親事業者**は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わないものとする。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。

② 過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。

③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。

④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、親事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、**下請事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報を収集して交渉に臨むよう努めるものとする。**

(2) 親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。親事業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

2-6（価格交渉で守るべきルール例）下請中小企業振興法関係（2/2）

- (3) 親事業者及び下請事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるように協議するものとする。特に、最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低工賃を含む。）の引上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。
- (4) 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
- (5) 取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
- (6) 親事業者及び下請事業者は、(1)から(5)までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡（量産時と量産期間終了後の変化を含む。）、納期の長短、代金の支払方法、諸経費（運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等）、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。
- (7) 親事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請（原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。）を行わないものとする。また、親事業者及び下請事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとする。
- 〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕
- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
 - ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
 - ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。
- 〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕
- ① コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。
 - ② 下請事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。

3 組合におけるコンプライアンス態勢の整備について

- 独占禁止法を中心とした、前述の「1 組合員に対する利用強制の禁止」及び「2 発注者・荷主の立場における適正な価格交渉」については、組合の法令等遵守（コンプライアンス）における重要課題の一つ。
- 組合内でコンプライアンス態勢を整備し、組織として対応していく必要。
例えば、総務担当部署に、独占禁止法等を含む関係法令の遵守を目的とした担当職員を配置する、独占禁止法等に抵触する疑いが生じた場合の組織内・関係行政機関への連絡体制を構築するなどの対応が求められる。
- 役職員の法令等の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底を図る必要。
- 遵守すべき法令等の最新ルールについて、資料配布や研修会開催などにより組合内で定期的に周知をしていく必要。

○農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針 （抄）

Ⅱ－1－3 法令等遵守態勢の整備

Ⅱ－1－3－1 意義

組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。

組合においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。

特に、農産物や生産資材の流通や医療サービスの提供等その事業規模から見て、連合会がわが国の経済や国民生活に一定の地位を占めている現状を踏まえれば、本所のみならず支所、都道府県本部から子会社に至るまで、国民の信頼に足る法令等遵守態勢が構築されていることが強く求められる。

また、公益通報者の心理的安全性を含めた実効性のある内部公益通報対応体制を整備・運用することは、法令等遵守の推進や組織の自浄作用の向上、職場環境の整備等に寄与し、組合員等の様々な利害関係者（ステークホルダー）からの信頼の獲得にも資するものであり、組合が適切に事業を運営することにより組合員に対して充実したサービスを提供していく上で重要なことである。

これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

Ⅱ－1－3－2 主な着眼点

（1）法令等遵守（コンプライアンス）態勢

- ① 組合の代表理事が法令等遵守を組合の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令等の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底が図られているか。
- ② 法令等遵守状況について内部監査を行うことなどによりコンプライアンス態勢の構築に努めるとともに、事業内容、組合の規模等に応じた、例えば、コンプライアンス専任役員を置く、代表理事を長とするコンプライアンス委員会を設置するなどコンプライアンスに関する情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、組合内及び子会社に対して、適時・適切に措置を講じることができる体制を構築しているか。
- ③ 法令等違反事案が発生した場合にとるべき事後的措置（例えば、原因究明の検討体制の整備など）が明確化されているか。また、役職員の当事者責任及び監督責任についてのルールが明確化されているか。

（2）～（4） 略

Ⅲ. JA〇〇コンプライアンス基本方針

【JAにて作成：作成上の留意事項】

※「コンプライアンス基本方針」は、JAが地域社会からの「信頼」の確立をめざすとともに、社会的責任と公共的使命を果たしていくため、JAとしての基本的姿勢を内外に向けて宣言するものである。

【コンプライアンス基本方針に盛り込むべき事項】

- 農協の基本的使命と社会的責任
- 組合員目線に立った質の高いサービスの提供
- 法令等の厳格な遵守
- 透明性の高い組織風土の構築
- 反社会的勢力の排除

(例)

【前文】

- JA〇〇は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- JA〇〇が、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズを応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【参考③】 独占禁止法コンプライアンスに関するチェックリスト(抄)

(一般社団法人 全国農業協同組合中央会作成)

【生産部会の運営に関して問題となる可能性が高い行為】

- ・ 「全量・一定割合出荷」や「系統外出荷禁止」など、JAの事業利用を強制するおそれのある表現がないか。
- ・ 明文化されていないが実態として、部会員に対し、JAの事業利用の義務付け・強制のおそれのある行為を行っていないか。
- ・ 全量出荷・一定割合を出荷しなかったとき、何らかのペナルティを課していないか(除名、共同利用施設の制限、部会員資格の降格、罰金等)。
- ・ JA以外からでも同じ品質の生産資材が購入できるにも関わらず、JAの生産資材の購入を強制していないか。
- ・ 品質管理上の理由ではなく、部会員であるか否かを理由として、JAの施設利用や商標利用を制限していないか。

【契約締結に関して問題となる可能性が高い行為】

- ・ 契約の内容(出荷数量等)は、生産部会・JAが強制することなく、部会員の任意の判断で行われているか。
- ・ 契約書に「全量出荷」等、JAの事業利用を強制するおそれのある文言が入っていないか。

【JA事業の運営に関して問題となる可能性が高い行為】

- ・ JAから生産資材を購入していなければ(またはJAに農畜産物を出荷していなければ)、JAの共同利用施設等を利用出来ないようにしていないか。
- ・ JA以外から生産資材を購入したときは(またはJA以外に農畜産物を出荷したときは)、無条件に契約(賃貸借契約)を解除できるとした内容の契約を結んでいないか。
- ・ 競合する事業者との取引を理由として、JAの事業利用(共同利用施設や融資等)を拒否していないか。